



平成最後の

観燈祭

2019春
フォト
コンテスト



龍神村の夜を幻想的に彩る
暖かなろうそくの灯り
あなたが見た観燈祭の
思い出をお送りください。

- テーマ 龍神村内で撮影された「2019 平成最後の観燈祭」の写真
- 撮影期間 3月8日(金)～17日(日)
- 応募締切 3月25日(日) [必着]

- 入賞**
- 最優秀賞 1名……4万円分の宿泊券
【(公社)龍神観光協会加盟施設に限る】
 - 優秀賞 2名……2万円分の宿泊券
【(公社)龍神観光協会加盟施設に限る】
 - ほっと賞 3名……龍神温泉元湯無料入浴券 11回分
- 応募方法等詳しくは、下記へお問い合わせください。
チラシは、市役所本庁舎又は各行政局、市民総合センター等に設置するほか、(公社)龍神観光協会ホームページにも掲載しています。

観燈祭足湯でおもてなし

- ◇日 時：3月9日(日)【雨天の場合は16日(日)に延期】
15時～19時30分
- ◇場 所：龍神温泉 上御殿前付近
- ◇内 容：時間内は無料で自由に入湯できます。
入浴された方へタオルや石けん等をプレゼント!!

観燈祭撮影会

- ◇日 時：3月9日(日)【雨天の場合は16日(日)に延期】
17時30分～19時
- ◇場 所：龍神温泉街
- ◇撮影対象：観燈祭(必ず燈籠が写っていること)
- ◇その他：主催者側でモデル(男女4～5名程度)を用意します。撮影した写真の最低1枚は観燈祭フォトコンテストに出品してください。

観燈祭特別イベント

- 感謝と希望の灯
- ◇日 時：3月9日(日)【雨天の場合は16日(日)に延期】
18時～21時頃
- ◇場 所：龍神温泉付近河川敷
- ◇内 容：平成への感謝と次元号への希望を込めて、燈籠約300個を並べます。
- 観燈祭アンケート
- ◇日 時：3月8日(金)～17日(日)
- ◇場 所：燈籠設置施設
- ◇内 容：開催期間中に龍神村へ訪れた方でアンケートにお答え頂いた方の中から抽選で景品をプレゼントします!

特集 火の手が回る
その前に



火災での被害は

- 住宅火災の出火原因
1. こんろ……1,952件 (17.1%)
 2. たばこ……1,420件 (12.4%)
 3. ストープ……1,028件 (9.0%)
 4. 放火……919件 (8.1%)
 5. 配線器具……534件 (4.7%)



火災種別で見ると、建物火災が2万1365件（うち住宅火災1万1408件）、車両火災が3863件、林野火災が1284件と続きます。圧倒的に建物火災の件数が多いことが分かります。

全国の火災
火災は一体どれだけ起こっているのでしょうか。平成29年における全国での火災件数は、3万9373件でした。これは、およそ1日当たり108件の火災が発生していることとなります。

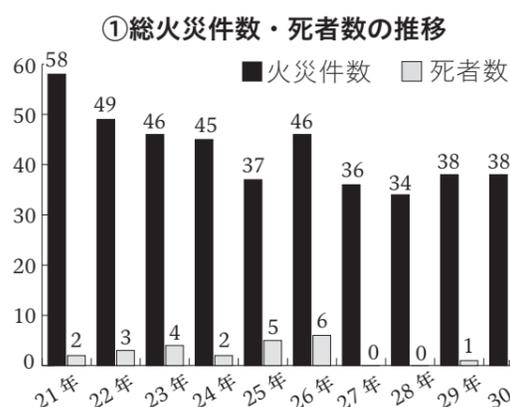
住宅火災による死者数
住宅火災による死者数は889人（放火自殺者等を除く。）で、このうち65歳以上の高齢者は646人と、住宅火災による死者数の72.7%を占めています。

住宅火災の原因は？

田辺市での住宅火災はストーブやたばこが原因となるものが起きています(②)。
ストーブは夜通し付けっぱなしにしないことや、ストーブの前で洗濯物を乾かささないなどの注意が必要です。

田辺市の火災

田辺市で起こっている火災件数・死者数(①)はここ10年で見ると減少傾向にあります。死者数は住宅火災によるものが多く、平成29年・30年については高齢者が犠牲となっています。



②住宅火災の原因

	平成27年	平成28年	平成29年	
住宅火災	16件	11件	10件	
内訳	ストーブ	4件	焚き火	2件
	炭（不始末）	2件	ストーブ	1件
	煙突の貫通部	2件	こんろ	1件
	たばこ	1件	放火	1件
	電気配線	1件	落雷	1件
	その他	6件	その他	5件



特集 **火**の手が回る その前に

皆さんのご自宅は、万が一の火災の発生に、いち早く気付く備えはできていますか。
空気が乾燥し火災が発生しやすい季節。今月号では、住宅火災の原因や住宅用火災警報器などを取り上げ、火災による被害を最小限にするためにはどうすればよいかを考えていきたいと思います。

田辺市消防本部
田辺西牟婁地区消防指令センター
0739(34)3119

田辺市で起こっている火災件数・死者数(①)はここ10年で見ると減少傾向にあります。死者数は住宅火災によるものが多く、平成29年・30年については高齢者が犠牲となっています。

- 02 目次・特集「火の手が回るその前に」
- 08 市政「未来ポスト」～皆さんの声～
- 10 人事行政の運営等の状況
- 12 トップニュース
4月7日⑩は和歌山県議会議員一般選挙です/ みんなでまちづくり補助金を募集します ほか
- 18 情報ボックス
市が発送する公用封筒への有料広告を募集します/一般不妊治療費を助成します ほか
- 24 相談日程等
- 26 みんなの広場
- 30 みんなの彩時記
ジュニア駅伝 昨年に続き2位と健闘!/梅の花、地元の特産品 多くのイベントを満喫 ほか



今月の表紙写真

今月の表紙は、秋津町にお住まいの前田さんのご自宅に伺い、消防職員が住宅用火災警報器を設置している風景を撮影しました。

紙面で使用するマーク等の説明

- 日…日付・期間
- 時…時間
- 休…休館日
- 場…場所
- 集…集合
- 内…内容
- 対…対象・参加資格等
- 定…定員
- 料…料金・費用
- 持…持ち物
- 申…申込み・申請方法
- 問…問合せ
- [消印]…消印有効
- [先着]…先着順

◇☎マークには、振替休日等も含まれます。
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、☎を除く☎～☎の8時30分～17時15分です。毎週☎は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

万が一のための住宅用火災警報器

火災が発生したときは、目で煙や炎を「見る」、鼻で焦げた臭いを「嗅ぐ」、耳でパチパチといった音を「聞く」など、五感によって気付くことが多いのではないのでしょうか。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋で物事に集中している時などには、火災に気付くのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早く感知し、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器（以下、「住警器」）です。

住警器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。煙に反応してお知らせする煙式（寝室・階段等）や、周辺温度が一定温度に達するとお知らせする熱式（台所等）などの住警器があります。

住警器の設置は義務です

住警器は、新築では平成18年6月1日から、既存の住宅では平成23年5月31日までに設置が義務付けられています。

市の住警器設置率は、78.1%（平成30年6月現在）となっています。

住警器の電池寿命の目安は約10年です！

住警器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

住警器の維持管理

定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。



作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れ（※）です。住警器本体を交換してください。

古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴ることがあります。



本体の故障か電池切れ（※）です。住警器本体を交換してください。

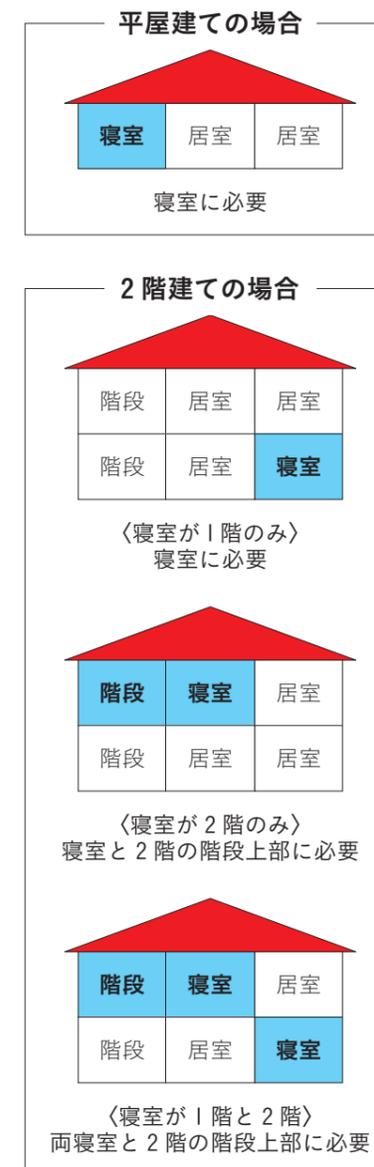
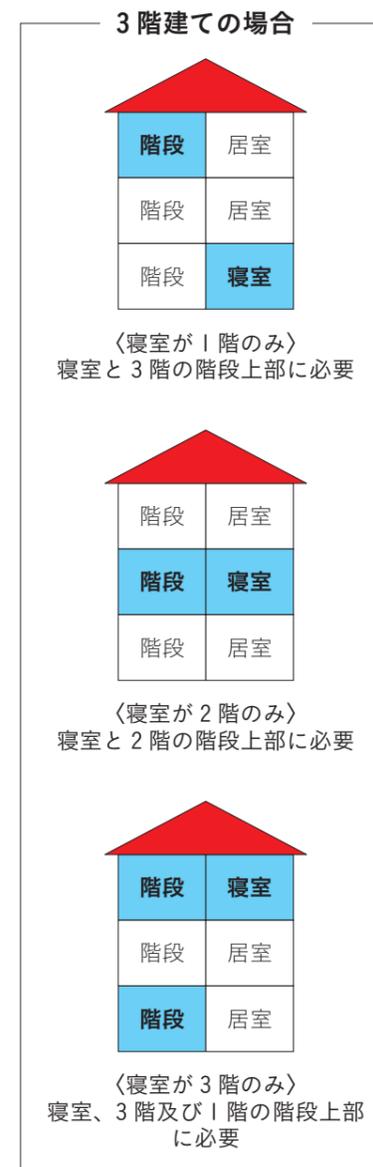


※電池切れの場合であっても、住警器を設置してから10年以上経過していると、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなるおそれがあるため、本体の交換をお勧めします。

どこへ設置したらいいの？

住警器をまだ設置していない方の中には、どこへ設置したらいいのか分からずにいる方もおられるかもしれません。

左図は、住宅形式の一例で、必ず設置してほしい部屋を示しています。ご自身の住宅形式に合わせて、設置場所を検討してください。



また、各部屋の取付け位置については、次のことに注意してください。

- 天井に取り付ける場合
- ◇住警器の中心を壁（梁）から60cm以上離す。
- ◇換気扇やエアコンの吹き出し口付近では、1.5m以上離す。
- 壁に取り付ける場合
- ◇天井から15〜50cm以内に住警器の中心がくるようにする。

設置のお手伝いをします

自ら住警器を設置することが困難な方を対象に、消防職員が設置支援に伺います。ただし、依頼者自らが住警器を購入している場合に限りです。

簡単な書類の記入が必要ですが、費用は必要ありません。お気軽に予防課へ電話又は窓口でお申し込みください。

火災に遭われた方のお話

住宅用火災警報器を付けていたおかげで助かりました！



昨年3月初旬の深夜12時30分頃、下万呂に住む堺世津子さんのご自宅から火災が発生。堺さんは2階で就寝中、1階から火の手が上がりました。逃げ遅れる可能性が高い状況の中、ご家族全員がけがをすることなく、住宅の被害も最小限にとどめることができました。それを可能としたのは、煙を感知して警報音を鳴らした住警器に堺さんが気付いたからです。

「10年くらい前に町内会から、各家庭に3つずつ設置するように言われました。当時は必要ないだろうと思いつながら設置

したのを覚えています。それがこんなことになって……。設置してなかったことを思うと恐ろしいですね。家が燃えたのはつらかったけれど、被害が少なく済んで本当に良かった。今では、私の経験を「近所の皆さんにお話しし、警報器を設置するようにお勧めしています」と堺さんは話してくれました。

万が一のための住警器。まだ設置されていない方はもちろん、設置している方も適切な維持管理に努めることで、被害を最小限にできるかもしれません。

火災を発見したら

119番へ電話を!

皆さんは火災や救急車を呼ぶ際、最寄りの消防署に電話を掛けていませんか?
お住まいの地区にある消防署に直接電話を掛けた場合、電話を受けた隊員が現場に出勤しなければならぬことがあり、出勤が遅れてしまう可能性があります。
直接119番へ電話を掛ければ、田辺西牟婁地区消防指令センターへつながり、電話を聞きながら出勤の指令を行うことができます。

電話で聞かれること(例)

- ・場所は?お名前は?
- ・何が燃えていますか?
- ・あなたが電話している場所は安全ですか?(危険があれば、すぐに避難してください。)
- ・他への燃え移りは?
- ・逃げ遅れはいますか?
- ・負傷者は?

消火器で初期消火

消火器は住宅に設置する義務はありませんが、「いざ」という時のために備えておきましょう。
住宅用消火器は、一般住宅で使用しやすいように開発された消火器で、次のような特徴があります。

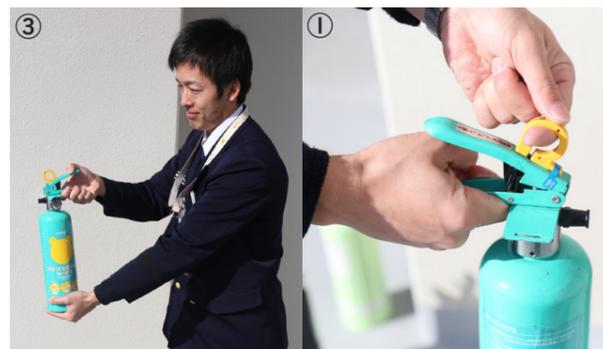
- ◇ホースがないものもあり、軽量。女性やお年寄りでも使いやすく、火元を狙いやすい。
- ◇通常の消火器と違い、カラフルでデザインが豊富。
- ◇消火薬剤の詰め替えや、消火器内部の点検は不要。
- ※使用期限があるので、定期的な交換は必要。
- ◇対応できる火災を絵で分かりやすく表示。

また、ご家庭で使用しているヘアスプレーなどとほぼ同じ構造のエアゾール式簡易消火器具というものもあります。家庭内で発生する天ぷら鍋の油の過熱による発火など、比較的初期段階の火災に有効です。



消火器の取扱い

炎が天井に届くまでなら消火器での初期消火が有効です。すぐ使える場所に備えておきましょう。



- ①安全栓を引き抜きます。
- ②火から1.5〜2m離れ、ノズルを火元に向けます。煙等で見づらくなっていますが、しっかり火元を狙ってください。
- ③片方の手で消火器の底を持ち、一方の手でレバーを強くギュッと握ります。
- ④最後にきちんと火が消えているか確認します。一度消えたと思っても、種火が残っていると再び燃え出す可能性があります。

住宅用火災警報器を

設置していませんか
火災の件数は徐々に減少傾向にあります。死者数も減少していますが、逃げ遅れるなどの理由から、死亡者のうち70%以上と高い割合で高齢者が死亡しています。

そのため現在の取組として、70歳以上の高齢者だけで住んでいる家を1件1件訪問し、住警器の設置や維持・管理の方法を呼び掛けています。訪問した方の中には、電池の交換目安が10年だと知らなかったので取り替えてほしいという方もいます。
火災に一刻も早く気付き、被害を最小限に抑えるため、今後とも訪問や講習会などで設置を呼び掛けていきたいと思っております。また、設置のお手伝いもしているため、お困りの方は是非ご連絡ください。

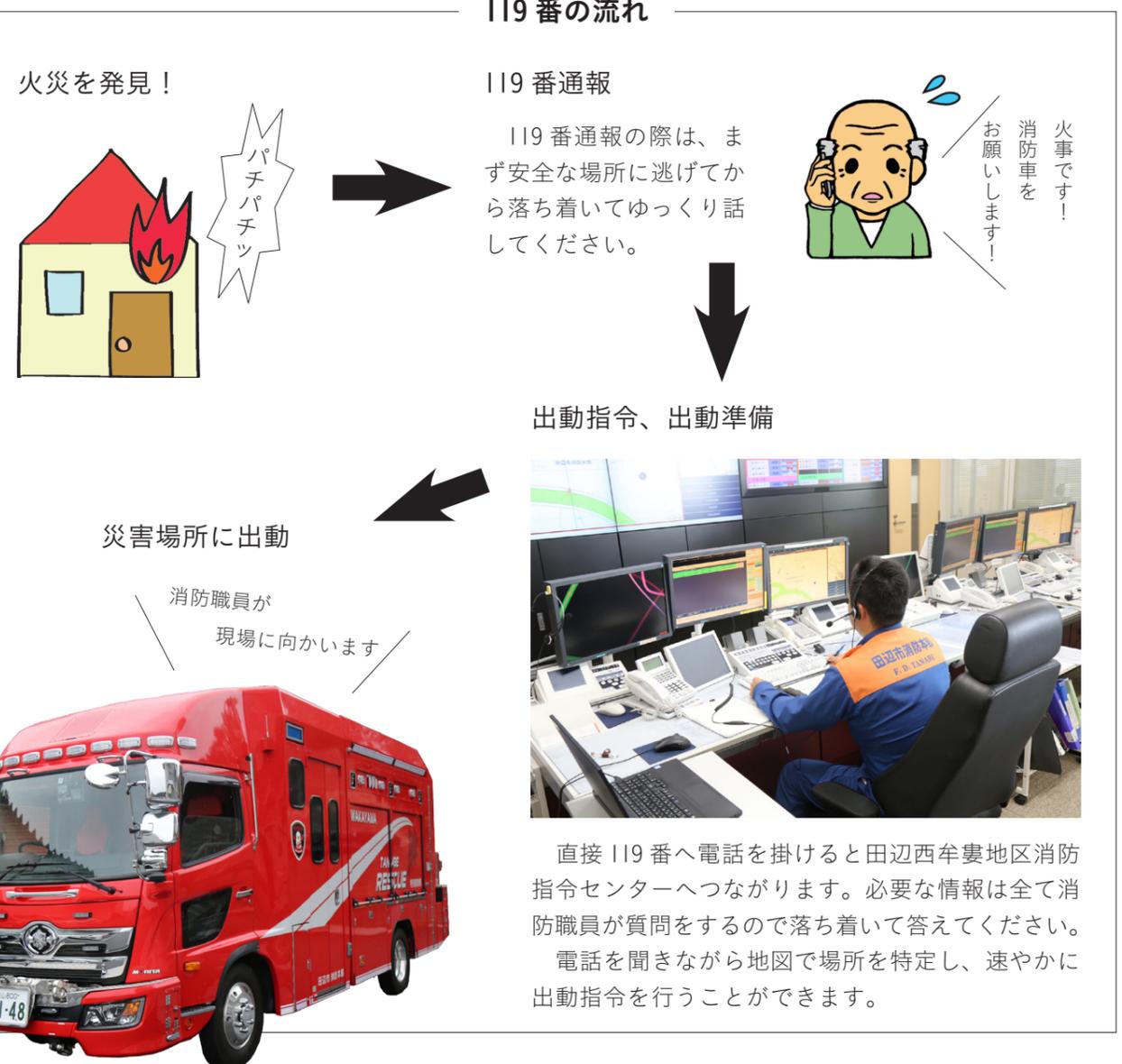


消防本部 予防課
桐本 健二

悪徳販売にはご注意ください!

訪問販売時に「消防署から許可を得て販売に来た」「消火器を設置しないと罰則がある」などと言って販売する悪徳販売が発生しています。

消防署から販売を許可するようなことはなく、また、消防署から販売することはありません。このような場合、注意していただくとともに、消防署へのご報告・ご相談をよろしくお願いします。



119番の流れ

119番通報

119番通報の際は、まず安全な場所に逃げてから落ち着いてゆっくり話してください。



火事です!
消防車を
お願いします!

出動指令、出動準備



直接119番へ電話を掛けると田辺西牟婁地区消防指令センターへつながります。必要な情報は全て消防職員が質問をするので落ち着いて答えてください。
電話を聞きながら地図で場所を特定し、速やかに出動指令を行うことができます。



平成 30 年 9 月～平成 31 年 1 月

市政「未来ポスト」～皆さんの声～

市政「未来ポスト」にお寄せいただいたご意見を紹介します。(一部抜粋)



熊野古道方面行のバス停の並び表示について

私は毎月一度は田辺駅のバス停を利用しますが、その都度大勢の外国人の方がバスを待っています。後から来た私たちも、何処に並んでいいのかわからなくなり同じように迷います。点字ブロックで乗車方向の表示がありますが、これだけではほとんど効果はありません。並び順序を分かりやすくする導線等の工夫をお願いします。

また、これはバス会社の問題だと思のですが、大きな外国人の体格はバスの座席にあまりにも窮屈で気の毒です。何とか座席の間隔を大きくできませんか？ 私たちでもそう思うのですから！ 海外に熊野古道をアピールするのであれば、いい思い出をもって帰っていただきたいと願います。

紀伊田辺駅の各方面へのバス停の表示については、バス事業者等と連携して外国人観

光客に分かりやすい表示に変更しているところです。

また、バスの運行待ちが混雑しないような工夫も必要であると考えますが、今後の状況等も確認しながら、その手法についても関係者も含め研究してまいります。

一方、運行車両の大きさや運用については、民間の路線バス事業者が、利用者の状況等を見ながら、経営面も含めて判断するべきものと考えています。なお、ご提案いただきました内容につきまして、各路線バス事業者にお伝えいたしますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【観光振興課 観光振興係】 【企画広報課 企画調整係】



たものと言われています。

国内消費量は平成24年度に190億膳ですが、この内、価格の安い輸入材が98%（186億膳）を占めており、国産は2%（4億膳）です。【林野庁ホームページの平成25年度森林・林業白書】

この価格の安い輸入割り箸の影響もあり、国産の割り箸工場は減少の一途を辿り、現在、和歌山県内で割り箸（端材・間伐材を活用）を製造している工場はありません。

海外では、日本と比べて原木（木材）の価格が安いいため、原木全てを割り箸に加工します。一方、日本では、原木を建築用材等の製品として利用した後の端材や間伐材から作られており、割り箸を作る目的だけで木を伐採することはありません。

このように、端材や間伐材から製造することで、廃棄されるはずの資源を有効利用し、原木1本当たりの価値を上げることで、山全体の価値を高めます。また、山の価値を高めるこ

味光路の再開発について

以前にも提案させていただいたのですが、市に宿泊してもらうには魅力が必要だと思います。是非、お考えください。

現在、市では、全国10か所のモデル地区の一つとして国からの指定を受け、平成29年度から平成31年度にかけて、JR紀伊田辺駅から闘雞神社において、世界遺産にふさわしい外観整備と駅前空間を刷新する事業を実施しています。

具体的には、「田辺市景観まちづくり刷新協議会」を設立し、来訪者の休憩所となるポケットパークの整備、宮路通りから南方熊楠顕彰館を結ぶ市道の美装化、闘雞神社と深い関わりを持つ大福院の保存・修復、田辺駅前商店街の修景整備、多くの方々が集まる市街地活性化施設の整備、JR紀伊田辺駅舎の建て替えに合わせた外観修景整備等の事業を進め、魅力ある街づくりに取り組んでいるところ

とで、森林所有者の「森林整備」や「森林経営」の意欲が向上し、さらに、「森林管理」の担い手確保にまでつながるものと期待をしています。

いずれにしても、日本の割り箸の製造は、本来捨てられるはずだった資源の有効活用に加え、山の価値を上げることで山村地域の活性化にも寄与するものです。

しかしながら、赤道直下等の地域では、開発による森林伐採が深刻化しており、さらに、この地域で生産された建築資材等の木製品が、日本国内で消費される等の問題も議論されています。

これら原木（木材）の利用には、国内外での様々な問題が重なり非常に難しい課題となつていきますので、小学校4年生の皆さんが「割り箸」を使うときには、いろいろな背景について思い浮かべていただけたらと思います。

【山村林業課 山村振興係】

お問い合わせ等させていただきます。必ず氏名・住所・電話番号・メールアドレス（ある場合）を明記してください。（氏名等が無い場合は回答いたしかねます。）

■原則、回答を希望するものについては、おおむね2週間以内にお返します。なお、内容や状況により日数の掛かる場合がありますのでご了承ください。

■お寄せいただいたご意見等は、その内容・要旨を広報紙やホームページ等に掲載させていただきます。あらかじめご了承ください。掲載に当たっては、個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定されることのないようにします。

■市政「未来ポスト」は、市政に対するご意見をいただく目的で設置させていただいています。個人・団体への誹謗中傷や営利目的の書き込み等は、遠慮ください。

企画広報課 広聴広報係
☎0739(26)9963

人事行政の運営等の状況

田辺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数の状況などのあらましについてお知らせします。また、詳細な内容はホームページ（<http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/index.html>）に掲載します。
 総務課 人事係（☎0739-26-9916）

1. 職員の採用及び職員数の状況

(1) 職員の採用状況（平成30年4月1日現在）

職種	採用者数		
	男性	女性	合計
一般事務職1種	15人	3人	18人
一般事務職2種	2人	1人	3人
一般事務職3種	0人	1人	1人
土木技術職	0人	1人	1人
建築技術職	1人	0人	1人
保育士	0人	4人	4人
幼稚園教諭	0人	2人	2人
看護師	0人	2人	2人
保健師	0人	1人	1人
消防職	3人	2人	5人
合計	21人	17人	38人

■職員数増の主な理由

◇業務増に対する増員配置
 新庁舎整備業務、ねんりんピック関係業務、森林環境税新設に伴う林業行政の強化、中心市街地活性化事業の強化など
 ※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者・派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

(2) 職員数の状況（各年4月1日現在）

区分 部門	職員数		対前年 増減数	
	平成29年	平成30年		
一般行政部門	議会	6人	6人	0人
	総務	137人	145人	+8人
	税務	37人	37人	0人
	民生	163人	165人	+2人
	衛生	65人	66人	+1人
	労働	0人	0人	0人
	農林水産	49人	52人	+3人
	商工	32人	34人	+2人
	土木	55人	55人	0人
	小計	544人	560人	+16人
特別行政部門	教育	98人	99人	+1人
	消防	150人	150人	0人
	小計	248人	249人	+1人
普通会計計	792人	809人	+17人	
公営企業等会計部門	水道	28人	28人	0人
	下水道	4人	4人	0人
	その他	39人	39人	0人
	小計	71人	71人	0人
合計	863人	880人	+17人	

2. 職員の給与状況

(1) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額（A）	人件費（B）	人件費B/A	参考：平成28年度の人件費率
75,414人	41,054,092千円	7,421,680千円	18.1%	17.2%

(2) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

職員数（A）	給与費				一人当たりの給与費B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
792人	3,249,172千円	730,401千円	1,165,458千円	5,145,031千円	6,496千円

(3) ラスパイレス指数の状況（平成29年4月1日現在）

年度	平成29年
ラスパイレス指数	99.5

◇ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア. 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1歳	326,200円	398,129円
技能労務職	51.8歳	364,500円	392,231円
幼稚園教育職	38.9歳	294,200円	333,773円
消防職	38.4歳	306,100円	405,065円

◇平均給料月額とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 ◇平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の手当の状況

ア. 期末・勤勉手当

区分	支給割合	
	田辺市	国
平成29年度支給割合	国と同じ	◇期末手当 2.60月分 ◇勤勉手当 1.80月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務級等による加算措置（役職加算5～15%）	職制上の段階、職務級等による加算措置（役職加算5～20%） （管理職加算10～25%）

一人当たり平均支給額（平成29年度支給実績） 1,519千円

ウ. 特殊勤務手当

手当の種類（手当数）	17
代表的な手当	医師診療手当・消防隔日勤務手当・消防救急出動手当・保育所勤務手当
多くの職員に支給されている手当	消防隔日勤務手当・消防救急出動手当・保育所勤務手当

支給実績（平成29年度決算） 33,030千円

オ. その他の手当（平成30年4月1日現在）

区分	田辺市		国
	田辺市	国	
扶養手当	国と同じ	◇配偶者 6,500円 ◇子の場合 10,000円 ◇父母等の場合 6,500円 ◇満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	
住居手当	国と同じ	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限り）、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	
通勤手当	◇自動車等 片道2km以上 距離・用具に応じて支給 ・自動車 2,100円～55,000円 ・二輪車 1,500円～25,400円 ◇交通機関 負担している運賃額（上限55,000円）	◇自動車等 片道2km以上 距離に応じて支給 2,000円～31,600円 ◇交通機関 負担している運賃額（上限55,000円）	

(6) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料又は報酬月額	退職手当（支給は任期ごと）
市長	830,000円	830,000円×在職月数×0.433
副市長	700,000円	700,000円×在職月数×0.258
議長	535,000円	-
副議長	475,000円	-
議員	430,000円	-

イ. 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	初任給	
	田辺市	国
一般行政職	大学卒	179,200円 総合職183,700円 一般職179,200円
	高校卒	147,100円 一般職147,100円
技能労務職	高校卒	147,100円 -
消防職	大学卒	179,200円 -
	高校卒	147,100円 -

イ. 退職手当（平成30年4月1日現在）

区分	支給率（国と同じ）	
	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5869月分
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度額	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置	応募認定退職特例措置（2～45%加算）	

エ. 時間外勤務手当

	平成28年度決算	平成29年度決算
支給実績	303,798千円	333,012千円
職員1人当たり平均支給年額	466千円	505千円

※平均支給年額は、支給実績を支給対象職員で割った金額です。

縦覧帳簿等の縦覧ができます

問合せ 税務課 資産税係 (本庁舎 2階 ☎ 0739-26-9921)



「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧
 4月1日(月)～5月7日(火)
 場上記又は各行政局住民福祉課(23ページ参照)
■縦覧制度とは
 納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較し、自らが所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかについてご確認いただくための制度で、不明な点があれば説明を求めることができます。
 ただし、自らが所有する以外の土地や家屋の評価内容は、個人情報保護の観点から詳細にご説明することはできません。
■縦覧できる方
 ◇市内に所在する土地及び家屋の固定資産税の納税者
 ◇納税者と同一世帯の親族
 ◇納税管理人として届出されている方
 ◇納税者の代理として委任状等を提示した方
 ◇法の規定により管財人や管理人等に選任された方
【平成31年度 固定資産課税台帳等の閲覧及び証明】
 4月1日(月)～

場上記又は各行政局住民福祉課、各連絡所(証明書の交付のみ)
■閲覧等のできる方
 ◇所有者(納税者)
 ◇納税管理人として届出されている方
 ◇所有者(納税者)の代理として委任状等を提示した方
 ◇借地人及び借家人
 ◇平成31年1月2日以後に新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人に選任された方
 ※閲覧等は、現年度分及び過年度4か年度分に限ります。また、縦覧制度とは異なるため、同一世帯の親族の方であっても、所有者(納税者)からの委任状が必要となります。
【共通事項】
 窓口に来られる方は、個人番号(マイナンバー)カードや運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。
 ※固定資産の所有者(納税者)以外の方は、他にも必要となるものがありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

田辺市人権施策基本方針改定版(素案)について
 ご意見をお聞かせください

問合せ 人権推進課 人権推進係 (☎ 0739-26-9912)



第2次田辺市総合計画に示された基本理念やまちの将来像の実現を目指すとともに、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしなが、市民、行政及び関係機関が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したものです。
■意見募集期間
 3月7日(水)～22日(金)
■提出方法 所定の様式(備付け場所に設置)に住居氏名・年齢をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書きください。なお、電話・口頭での受付は行っていません。
■提出できる方 次のいずれかに該当する方
 ◇市内に住所を有する方
 ◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 ◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
 ◇市内の学校に在学する方
 ◇右記に掲げる方のほか、

パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人又は法人その他の団体
■意見の公表 いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方についてホームページ等を通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方を示すものではありませんのでご了承ください。
■公表に当たっての個人情報取扱 「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いは十分注意し、個人が特定できるように内容は掲載しません。
■備付け場所・提出先
 ◇人権推進課(本庁舎4階) 〒646-8545 新屋敷町1
 ☎0739(22)5310
 ✉jinken@city.tanabe.lg.jp
 http://www.city.tanabe.lg.jp/jinken
 ◇各行政局総務課 23ページ参照

4月7日(日)は和歌山県議会議員一般選挙です
 ～届けよう! みんなの声を県政へ!～

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎ 0739-26-9945)

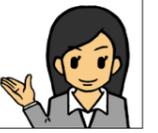


任期満了に伴う和歌山県議会議員一般選挙が執行されます。告示日は3月29日(金)です。
■投票できる方
 ①平成13年4月8日までに生まれた日本国民で、選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠格事項(公民権停止)に該当しない方
 ※平成30年12月29日以降に、県内の他市町村から田辺市へ転入した方は田辺市では投票できませんので、転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。(県外から転入した方は投票できません。)
 ②投票日から4か月前以降に県内の他市町村へ転出し、田辺市の選挙人名簿に登録されている方(この場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所があること」の証明書)の提示等の方法により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。
 ※平成31年3月23日以降、市間で転居の届出をした方は、前の住所地の投票所での投票となります。(投票所入場券の投票所欄をご覧ください。)
■投票所入場券
 投票所入場券(3名連記)は、投票日まで各世帯へ郵送します。

投票の際は、切り離して各自で投票所へお持ちください。入場券が届かなかつたり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できますので、期日前投票所又は当日、投票所でお申し出ください。
■選挙公報
 候補者の氏名や政見などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに各戸へお届けします。期日になっても届かない場合は、上記へご連絡ください。
■投票所の変更
 住所が上三栖16-1002番地、1086番地以降の方は、次の投票所に変更となります。
◇田辺第20投票区
 三栖コミュニティセンター
■投票所名の変更
◇本宮第9投票区
 三区集会所↓武住集会所
■投票場所の変更
 今回の選挙のみ、次の投票場所を変更します。
◇田辺第3投票区
 田辺第二小学校「体育館」↓田辺第二小学校1階「会議室」
 ※「投票所入場券」の投票所欄を確認の上、お間違えのないようご注意ください。

■期日前投票
 投票日当日に投票できない見込みの方は、期日前投票制度等をご利用ください。
◇期間 3月30日(土)～4月6日(土)
◇時間 8時30分～20時
◇場所 本庁舎・各行政局
◇持ち物 投票所入場券(なくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。)
■不在者投票
 出張、学業や用務で他市区町村へ長期滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票をすることが出来ます。お早めにご申し出ください。また、不在者投票の可否は指定病院・施設に入院・入所しており不在者投票事由に該当する方は、その施設で不在者投票をすることが出来ます。病院・施設又は上記へお問い合わせください。
■郵便等による不在者投票
 次の①～③に該当する方で投票の意思のある方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。これには「郵便等投票証明書」が必要ですので、事前に上記へ交付申請をしてください。
◇対象者
 ①身体障害者手帳を持っている

両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級の方と心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級の方、また免疫・肝臓の障害が1級か3級の方
 ②戦傷病者手帳を持っている両下肢・体幹の障害が特別項症、第2項症の方と内臓機能の障害が特別項症、第3項症の方
 ③介護保険の被保険者証で要介護5の方
◇方法 4月3日(日)の17時まで投票用紙等を選挙管理委員会まで請求してください。
■代理投票・点字投票
 心身の故障その他の事由により字が書けない方は、代理投票ができます。また、目の不自由な方は点字で投票することができます。投票所(期日前投票所を含む)でお申し出ください。また、上記の郵便等による不在者投票の該当者で、更に上肢又は視覚の障害が1級の方は、郵便等による不在者投票においても選挙管理委員会に届け出た代理記載人が本人に代わって投票用紙等に記載を行う「代理記載制度」があります。



保険課からのお知らせ

問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続は済みですか？

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、就学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくこととなります。

■学保険証について

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として学保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

①新規に学保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため学保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が

確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②学保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、学保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

学保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

・有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

・学保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合に、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

・卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入

届の際に、学保険証をお持ちください。

国民健康保険課 庶務係

☎0739(26)9924

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収(仮徴収)が始まります

4月から平成31年度の保険税(料)を年金から天引きする特別徴収(仮徴収)が始まります。なお、納税(付)義務者が平成31年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされる場合があります。その場合は、後日に還付(返金)します。

■特別徴収とは

保険税(料)を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

◇仮徴収

年間保険税(料)額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は前年度の保険税(料)を基に計算した暫定の保険税(料)額を年金から天引き

します。

◇本徴収

7月に年間保険税(料)額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収(仮徴収)について

◇2月に特別徴収された方
仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、平成31年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇転入、年齢到達及び年金支給開始等により新たに特別徴収の要件に該当された方
仮徴収額は、前年度の年間保険税(料)額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇「平成31年度特別徴収(仮徴収)開始通知書」の送付
4月から新たに特別徴収(仮徴収)の対象となる方に通知します。なお、2月に特別徴収され継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収(仮徴収)
介護保険料の特別徴収(仮徴収)は、前年度の年間保険税(料)額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

対象となる方には、「特別徴収(仮徴収)開始通知書」をお送りします。

◇2月に特別徴収された方
平成31年4月は、平成31年2月と同額を年金から天引きします。平成31年6・8月は、暫定の年間保険料額(※)から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

◇平成31年4月から新たに特別徴収となる方
平成31年4月は、平成30年度に該当した保険料段階の年間保険料額を6回に振り分けた額を年金から天引きします。平成31年6・8月は、暫定の年間保険料額(※)から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

※平成31年度仮徴収時の暫定の年間保険料額は、各被保険者が平成30年度に該当した保険料段階の年間保険料額のことです。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法が年金から天引きする特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替

による納付に変更することができます。変更の方法については、下表をご覧ください。

特別徴収の対象となる方の条件等、詳しくは、左記までお問い合わせください。なお、特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方は、納付方法の変更手続は不要です。また、国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であつても既に口座振替でご納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

◇注意
介護保険料については、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

国民健康保険課 庶務係
☎0739(26)9965



特別徴収の対象者で、特別徴収ではなく、口座振替による納付を希望される方

◇次の要領で「納付方法変更申出書」を提出し、いずれかの方法で口座振替の申込みを行ってください。

提出書類	提出先
納付方法変更申出書	保険課 保険税係(本庁舎2階)又は各行政局 住民福祉課(23ページ参照) ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。
口座振替の申込み方法	手続先等
金融機関で 口座振替依頼書を提出	口座振替を依頼する(お手持ちの口座がある)金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税(付)義務者1名につき1枚ずつ提出してください。
保険課又は各行政局の 窓口でキャッシュカードによる申込み	保険課 収納係(本庁舎2階)又は各行政局 住民福祉課(23ページ参照) ・申込みの際には、金融機関のキャッシュカードをお持ちください。 ・紀陽銀行、きのくに信用金庫、三菱UFJ銀行、第三銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュカードで手続が可能です。 ※ただし、ICチップのみのカード、生体認証カード、代理人カード等はお取り扱いできません。 ※照合のため、暗証番号を入力していただきます。

◇提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

提出時期	年金からの天引き中止月	口座振替の開始月※
3月末まで	6月(4月分まで天引き)	7月(第1期)から
5月末まで	8月(6月分まで天引き)	7月(第1期)から

※年間の保険税(料)額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。

田辺スポーツパーク野球場防球ネットが完成しました

問合せ スポーツ振興課 市民スポーツ係 ☎ 0739-25-2531



田辺スポーツパーク野球場では、球場から打球が飛び出す危険性を軽減するため、昨夏から防球ネットを設置する工事を行い、このたび完成しました。

この工事は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成30年度スポーツ振興くじ（toto）助成金（1600万円）を受けて実施しました。今後のご利用をお待ちしています。

動鳴気峡桜まつり・夜桜ライトアップを開催します

問合せ 動鳴気峡桜まつり実行委員会（観光振興課内 ☎ 0739-26-9929）



【動鳴気峡桜まつり】
 ① 3月31日①
 ② 10時～16時
 ■ イベント
 地元団体による出店、福引抽選会、おもちや販売、餅まき
 ■ ステージイベント

よさこい、バンド、アコーデオンの演奏、カラオケ、子どもじゃんけん大会
 【夜桜ライトアップ】
 ① 3月23日①～4月7日①
 ※開花状況により変更の可能性がります。
 ① 18時～22時

みんなでまちづくり補助金を募集します

問合せ 下記参照



【施設整備補助（ハード事業）】
 ■ 補助対象事業
 4月1日～2020年3月31日に民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業
 ■ 補助金額
 補助対象経費の4分の3以内（上限100万円）
 【事業実施補助（ソフト事業）】
 ■ 補助対象事業
 4月1日～2020年3月31日に実施する公益に寄与する地域づくり事業
 ■ 補助金額
 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）
 【共通要項】
 ■ 補助対象者
 市内で地域づくりに取り組み、市民により組織された団体。ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。
 ◇ 運営において、市の負担金や補助金、交付金を受けている団体
 ◇ 営利を目的とする団体
 ◇ 宗教活動を目的とする団体
 ◇ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、

支持、反対とすることを目的としている団体
 ◇ その他、補助金の交付目的に適合しないと認められる団体
 ■ 注意
 補助対象とならない事業・経費があります。詳しくは左記へお問い合わせください。
 ① 3月15日①～4月15日①
 に、所定の申請書に必要書類を添えて、左記へ直接提出してください。申請書は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
 ② 自治振興課 市民活動係（本庁舎3階）
 ☎ 0739（26）9911
 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/index.html>
 ◇ 各行政局総務課
 23ページ参照



少年少女発明クラブ 平成31年度クラブ員及び指導補助員を募集します

問合せ 下記参照



少年少女発明クラブは、子供に科学やものづくりの楽しさを知ってもらうため、毎年度市内の小学4年生～6年生を対象に30名のクラブ員を公募し、そのクラブ員に対して月1回の講座（2時間程度）を実施しています。
 【クラブ員の募集】
 ① 主に①の午前中に開催しています（一部異なる場合があります）。
 ② 市内の公民館、学校等の施設、近隣市町村の教育施設などを予定しています。
 ③ 5月から月1回（9月は除く。）の講座を開催します。工作や実験、野外での自然観察など、様々な体験ができます。
 ④ 市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童
 ⑤ 30名（応募多数の場合は抽選にて決定。新規受講者を優先）
 ⑥ 年間5千円（材料費・保険料等）
 ⑦ 3月22日①（受付時間は平日の9時～17時）までに、下記へEメールでお申し込みください。

【指導補助員の募集】
 ① 5月から月1回（9月は除く。）の講座を開催します。各講座の進行は担当の指導員が行い、その他の指導補助員は子供の学習の補助を行います。
 ② 観察・実験・工作などに関心のある成人
 ③ 5名程度（応募多数の場合、面接等による選考をさせていただきます）
 ■ 報酬
 報酬はありません。ただし、指導補助員として講座に出務いただいたときは、交通費規定の料金をお支払いします。
 ④ 3月22日①（受付時間は平日の9時～17時）までに、左記へ電話又は直接お申し込みください。
 ⑤ 生涯学習課 生涯学習推進係（市民総合センター3階）
 ☎ 0739（26）4908
 □ shougai@city.tanabe.lg.jp

市が発送する公用封筒への有料広告を募集します

自主財源の確保と地域経済の活性化を目的として、市が発送する公用封筒への有料広告掲載希望者を募集します。

■掲載媒体 公用封筒（市役所本庁及び各行政局から市民・企業・行政機関等へ発送する共通封筒です。）

封筒の種類	長形3号	角形2号
募集枠数	2	4
広告枠のサイズ	縦 75mm × 横 85mm	縦 100mm × 横 100mm
枚数	12万枚	5万枚
広告掲載料	4万9800円	3万2400円
広告の色	1色刷（黒）	

■掲載期間 封筒作成後、使用を終了するまで（おおむね1年間）
 ④4月10日④までに、下記へ提出書類をお持ちください。
 ■提出書類
 ◇田辺市有料広告掲載申込書（様式1号）

障害者施策推進協議会の一般公募委員を募集します

市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置している「田辺市障害者施策推進協議会」の委員を募集します。
 ④市に住民票のある平成31年4月1日現在20歳以上の方で、任期中に数回開催される推進協議会に出席できる方
 ◇国又は地方公共団体の議員及び職員でない方
 ③3名以内（選考委員会を設けて選考）
 ■任期 2021年3月31日まで
 ④4月8日④ [必着] までに「田辺市の障害者福祉の推進について」をテーマにした、800字程度の小論文に略歴（氏名・年齢・性別・住所・電話番号・職業）を添えて、左記へ郵送又は直接お申し込みください。

障害福祉室（市民総合センター1階）
 〒646-0028
 高雄一丁目23-1
 ☎0739（26）4902

◇広告原稿
 ◇市町村税完納証明書
 ■その他 広告の原稿は文字又はイラストとし（写真不可）、紙原稿を提出してください。データは広告掲載決定後に、市が定める日までにCD-Rで提出してください。
 ④0739（26）9964

路線バス・住民バスの有料広告を募集します

■掲載期間 4月～1か月単位
 ■掲載車両 田辺地域を運行している路線バス（長野線、上芳養線のみ）、龍神・中辺路・大塔・本宮の各地域で運行している住民バス
 ■掲載費 1枠1020円（月額）×掲載月数
 1枠1040円（月額）×掲載月数（10月～）
 ※各地域によって車種等の違いにより、掲載位置や面積が異なります。
 ■提出書類
 ◇田辺市有料広告掲載申込書（様式1号）
 ◇広告原稿
 ◇市町村税完納証明書
 ④路線バス・住民バスの運行区間、運行形態、希望車両・枠の空き状況など、詳しくは下記へお問い合わせ

海上保安官を募集します

海上保安官になるための海上保安学校学生採用試験（特別）です。
 ④受付期間 3月29日④～4月5日④
 ◇1次試験 5月12日④
 ④和歌山市内等
 ④高等学校卒業後6年を経過していない方等（詳しくは、海上保安学校学生採用試験ホームページをご覧ください。）
 ④田辺海上保安部管理課
 ☎0739（22）2002
 □ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu.html>

予備自衛官補及び自衛官候補生を募集します

予備自衛官補制度は、一般社会人や学生を予備自衛官補に採用し、教育訓練終了後、予備自衛官として任用するものです。
 教育期間は一般が3年以内に50日、技能は2年以内に10日間
 ④日本国籍を有し、自衛隊法第38条に該当しない方で次のとおり
 ◇予備自衛官補
 ①一般公募 2019年7月1日現在18歳以上34歳未満の方

わしてください。
 ④企画広報課企画調整係
 ☎0739（26）9963
 ◇各行政局総務課
 ④23ページ参照



市営住宅の入居者を募集します

■募集住宅
 ◇本庁管内（各1戸）
 《中芳養》中芳養5
 《新万》新万6「単身可」
 ■間取り・家賃等 間取りは3DKで、家賃は8400円～4万1000円で、住宅や所得により異なります。
 ④3月22日④「消印」までに、下記へ郵送でお申し込みください。申し込み

②技能公募 18歳以上で国家資格等を有する方（資格により53歳未満～55歳未満の方）
 ※国家資格等については、下記へお問い合わせください。
 ◇自衛官候補生
 採用予定月に、18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない方）
 ※採用予定月は、受付時にお知らせします。

■試験区分・日時

試験項目	区分	受付締切日	試験日	試験会場
予備自衛官補	一般	4月12日④	4月20日④～ 24日④	和歌山市内(予定)
	技能			兵庫県伊丹駐屯地(予定)
自衛官候補生	男子	3月15日④	3月16日④	和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

込用紙は左記又は各行政局産業建設課（23ページ参照）で配布します。
 ■その他 応募者多数の場合は抽選で決定します。抽選は4月5日④10時～、本庁舎4階「第1委員会室」（※）で行います。なお、募集団地等を変更する場合があります。
 ※場所は変更する場合がありますので、左記へお問い合わせください。
 ■随時募集住宅 既に入居者が決定している場合があります。
 ◇龍神行政局管内（各1戸）
 《小家》小家
 《甲斐ノ川》甲斐ノ川
 ◇中辺路行政局管内
 《川合》川合2：3戸
 《栗栖川》栗栖川鍵：2戸
 ◇大塔行政局管内
 《向山》向山「定・単身可」：4戸
 《合川》合川庵谷「定・単身可」：2戸

■語句説明
 「単身可」単身者及び世帯での申し込みができます。
 「定」市外からの移住者が対象ですが、住民票が市にある方も申込みをすることができます。
 ④建築課市営住宅係（社会福祉センター1階）
 〒646-8545 新屋敷町1
 ☎0739（26）9936

■試験科目 筆記・口述試験、適性・身体検査
 ④自衛隊和歌山地方協力本部田辺地域事務所
 ☎0739（24）6219

自然観察教室「海辺の生き物」磯の観察を開催します

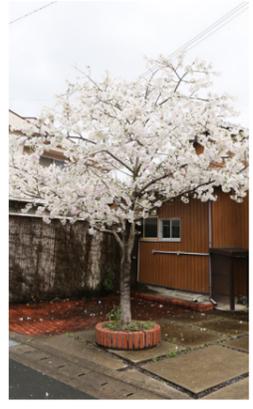
④3月24日④ 12時30分～15時
 ④元島
 ④12時30分までに、元島の堤防を渡った場所
 ■講師 ふるさと自然公園センター専門員ほか
 ④小・中・高校生・一般（小学生は保護者同伴）
 ④筆記用具・採集用具・ビニール袋等
 ■服装 防寒の準備・長靴・手袋
 ④前日まではがき又は電話・FAX・Eメールで住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。
 ④ふるさと自然公園センター
 〒646-0051
 稲成町1629
 ☎0739（25）7252
 □ hikiwa@mb.aikis.or.jp
 ④毎週④（休館日が④の場合はその翌日）

文化講演会「熊野の仏像・神像」を開催します

◎3月17日◎ 13時30分～15時(予定)
場たなべる2階「大会議室」
講師 大河内智之さん(和歌山県立博物館主査学芸員)
◎0739(26)9943

ときわ通りひなまつりを開催します

◎3月17日◎ 10時～15時
※雨天決行(一部変更あり)
場新屋敷町ときわ通り(新屋敷町内会館周辺)
◎0739(25)8230



一般不妊治療費を助成します

◎体外受精及び顕微授精を除く不妊治療・不育治療を受けた方に、当該年度につき5万円を上限に治療費を助成します。

◎夫婦のいずれかが市に住民票があり、かつ和歌山県内に1年以上住民票がある方で、各種医療保険の被保険者又は被扶養者である方。以前申請をされた方でも、助成内容が拡充されたため、対象となる可能性がありますので、左記へお問い合わせください。

◎治療を受けた日の属する年度内に必要書類一式をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課(23ページ参照)で申請をしてください。平成30年度治療分は、平成31年3月29日◎までが申請期限です。ただし、当該年度分の治療が1月まである場合は4月未まで、2月まである場合は5月未まで、3月まである場合は6月未まで申請することができます。申請に必要な書類の中には、医療機関に記入していただく様式もありますので、期限内に余裕を持って手続きをしてください。

◎健康増進課母子保健係(市民総合センター2階)

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種(定期接種)を実施します

◎対象の方には依頼券と予防票を平成30年5月に送付しています。自己負担額3000円で接種できます。接種をご希望の方はお早めに受託医療機関で予約の上、接種されるようお願いいたします。

◎今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方で、過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を受けたことがない方
◎助成期間 3月31日◎まで
◎健康増進課母子保健係
◎0739(26)4901

国民年金保険料の「学生納付特例制度」のお知らせ

学生納付特例について

◎日本に住む20歳以上の方は、国民年金に加入しなければなりません。学生の方で、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を申請すると保険料の納付が10年間猶予されます。申請をせず、保険料を未納のまましていると、老後に受け取る年金額が減るだけでなく、病気やけがで障害が残ったときに障害年金を受け取れなくなる可能性があります。

◎0739(26)4901

妊婦健康診査費及び産婦健康診査費を助成します

◎出産後に未使用の妊婦健康診査受診券が残っており、かつ妊婦健康診査費の自己負担がある場合にはその費用(公費負担対象分のみ)を助成します。

産婦健康診査費助成事業

◎県外で出産後2～4週間後に実施する産婦健康診査を受診し、自己負担がある場合にその費用(上限5000円)を助成します。申請には健診結果とその費用を記入した田辺市産婦健康診査受診票が必要になります。受診票への記入が可能かどうか、事前に受診する医療機関にお問い合わせください。

共通事項

◎平成29年4月～平成30年3月に、母子健康手帳の発行を受けられた方の申請期限は、平成31年3月29日◎です。詳しくは、左記へお問合せください。

◎健康増進課母子保健係
◎0739(26)4901

狂犬病予防集合注射を行います

◎4月に巡回で狂犬病予防集合注射を行います。

◎旧田辺 13日◎、15日◎、17日◎

◎龍神 10日◎～12日◎

◎中辺路 8日◎、9日◎

◎大塔 3日◎、4日◎、23日◎

◎本宮 18日◎、19日◎、22日◎

◎出生後91日以上の犬(毎年1回の接種が必要です)

◎注射手数料1頭につき3190円です。なお、未登録の犬は必ず登録してください。登録手数料は1頭につき3000円です。

◎手数料、通知はがき(3月中旬に送付)、ふん尿の処理をする袋等巡回場所や時間等、詳しくは通知はがき又はホームページをご覧ください。左記へお問い合わせください。

◎健康増進課庶務係
◎0739(26)4901

◎http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/dog-syungou.html

◎各行政局住民福祉課
◎23ページ参照

マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類、年金手帳、学生証(コピーの場合は両面をコピー)又は在学証明書の原本等

引き続き学生納付特例制度の利用を希望される方へ

◎学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方については、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます。(この場合、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です)

◎市民課庶務年金係

◎0739(26)9925

◎田辺年金事務所

◎0739(24)0432

林地台帳が閲覧できるようになります

◎森林の土地ごとに所在・地番・地目・面積・所有者・測量の実施状況等を記載した林地台帳と林地の境界を記載した地図の運用を4月1日◎から開始します。これら

◎は、森林整備の効率化に活用することを目的としたもので、どなたでも閲覧することができます。

◎個人情報を含む情報の閲覧には制限があります。

◎山林の売買や境界確定のためなどの資料として使用することはできません。

◎1件200円

◎申請書に必要事項を記入の上、左記へ直接お持ちください。申請書は、左記で配布するほか、ホームページにも掲載する予定です。

◎山形村林業課 山村振興係(大塔行政局2階)

◎0739(48)0303

◎http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/index.html

森林の立木を伐採しようとするときは届出等が必要です

◎森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出・許可申請等が必要です。届出・許可申請等をせずに伐採を行うと、罰金が科せられる場合がありますので注意してください。なお、1ha(1万㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への林地開発許可申請が必要です。

◎普通林

◎和歌山県が策定する地域森林計画区域内に位置する森林です。伐採する森林が地域森林計画区域に該当しているか確認するには、左記にお問い合わせください。

◎伐採開始の90～30日前までに市町村への届出が必要です。

◎届出ることなく伐採を行うと100万円以下の罰金が科せられることがあります。

保安林

◎皆伐 伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要です。

◎天然林の択伐 伐採する30日前までに県への許可申請が必要です。

◎間伐又は人工林の択伐 伐採する90～20日前までに市町村への届出が必要です。

◎無届・無許可で伐採を行うと150万円以下の罰金が科せられることがあります。

◎山村林業課 山村振興係

◎0739(48)0303

◎http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/rintkaihatu.html

◎和歌山県林業振興課

◎073(441)2960

◎http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/hoanrin/sagyou.html

◎西牟婁振興局林務課

◎0739(26)7911

森林の土地を取得したときは届出が必要です

森林の土地を新たに取得した方は、取得した土地の面積の大小に関わらず、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への事後の届出が必要です。

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期日 土地の所有者となつた日から90日以内

■届出先 取得した土地が所在する市町村

■届出の記載内容 届出者（新所有者）と前所有者の住所氏名、所有者となつた年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所と面積、土地の用途等

※届出の様式は、ホームページから取得することができます。

提出書類

◇森林の土地の所有者届出書

◇土地の位置を示す図面

◇新たに土地の所有者となつたことが確認できる書類（登記事項証明書や土地売買契約書等の写し）
 岡山村林業課 山村振興係

☎0739(48)0303
 □ http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/syoyu_jien.html

田辺税務署からのお知らせ

【所得税及び復興特別所得税の確定申告はお早めに】

平成30年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び贈与税の確定申告期限は、左記のとおりです。

■所得税及び復興特別所得税 3月15日(金)

■個人事業者の消費税及び地方消費税 4月1日(月)

■贈与税 3月15日(金)

申告期限間際は混雑しますので、申告書はお早めにご提出ください。

申告書や青色申告決算書などの作成は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」が便利です。

□ <http://www.nta.go.jp>

【納付期限と振替納税の利用】

平成30年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日は、左記のとおりです。

■所得税及び復興特別所得税

◇納期限 3月15日(金)

◇振替日 4月22日(月)

■個人事業者の消費税及び地方消費税

費税

◇納期限 4月1日(月)

◇振替日 4月24日(水)

■贈与税

◇納期限 3月15日(金)

※振替納税制度はありません。

なお、申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。納税は、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署で納付してください。

また、QRコードを利用したコンビニ納付は、下記のQRコードから、国税庁ホームページで作成可能です。（納付できる金額は30万円以下）

【納税には振替納税が便利です】

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には預貯金口座からの振替納税が利用できます。

振替納税を初めて利用される方は、納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署又は口座振替を利用する金融機関へ提出してください。

※振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。

※振替納税は申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用することができません。

※平成29年1月以降、領収証書の

送付は行っていません。証明が必要な方は、税務署までお問い合わせください。

【軽減税率制度説明会の開催】

☎3月25日(月)、26日(火)

☎10時～11時、13時30分～14時30分、15時～16時（各回とも内容は同じです。）

☎場田辺納税協会3階「会議室」（上屋敷2-10-49）

☎事前登録が必要です。3月15日(金)までに、左記へお問い合わせください。

☎場田辺税務署

☎0739(22)1250(代表)

☎(土)(祝)



▲QRコード

電話の掛け間違いにご注意ください

電話でお問合せの際は、掛け間違いのないよう、電話番号をよくお確かめの上、お掛けください。

事業者の皆さんの『よろず』相談を担当者がお近くの振興局でお受けします

☎毎月第2・4(火)(祝)、年末年始を除く。

☎9時30分～17時15分

☎場西牟婁振興局

☎「よろず支援拠点」は国が全国に設置する無料の経営相談所です。事業者の皆さんに売上拡大・経営改善等のお悩みをお気軽にご相談頂けるよう、定期的に出張相談会を開催していますので、是非ご利用ください。原則として予約が必要となりますので、下記へご連絡ください。

☎和歌山県よろず支援拠点（公益財団法人わかやま産業振興財団内）

☎073(433)3100

☎ <https://yorozu-wakayama.jindo.com/> 出張相談会



ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を測定しました

平成30年10月に、ごみ焼却施設の煙突から出る排ガスと最終処分場から出る処理水に含まれるダイオキシン類濃度を測定し、その結果が出ましたのでお知らせします。いずれの数値も、国の基準値より低い数値となりました。

☎廃棄物処理課施設業務係
 ☎0739(24)6218

■ダイオキシン類濃度（毒性等量）

測定箇所	市の測定値		国の基準値
ごみ焼却施設	1号炉	0.0080ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.015ng-TEQ/m ³ N	
最終処分場の処理水	0.0012pg-TEQ/L		10 pg-TEQ/L

※TEQ（毒性等量）

◇用語解説

・m³N（ノルマル立法メートル）…気体は温度や圧力により体積が変化するため、0℃、1気圧に換算した状態をNで表現する。そのときの気体の体積。
 ・1ng（ナノグラム）…10億分の1g
 ・1pg（ピコグラム）…1兆分の1g

主な電話番号等

- 田辺市役所 ☎646-8545 新屋敷町1
 ☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310
- 市民総合センター ☎646-0028 高雄一丁目23-1
 ☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914
- 龍神行政局 ☎645-0415 龍神村西376
 ☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116
- 中辺路行政局 ☎646-1492 中辺路町栗栖川396-1
 ☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966
- 大塔行政局 ☎646-1192 鮎川2567-1
 ☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359
- 本宮行政局 ☎647-1792 本宮町本宮219
 ☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239
- 市水道事業所 ☎646-0028 高雄三丁目18-1
 ☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910
- 市ごみ処理場 ☎646-0053 元町2291-6
 ☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910
- 救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

☎場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）

☎内科、小児科系、歯科の応急診療

☎時間(祝) 9時～11時30分、13時～16時

(※小児科のみ、(土)18時～21時30分も診療を行っています。)

☎0739-26-4909



モバイル用ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

市の人口（平成31年1月末現在）

	前月比
男	34,966人 (-40)
女	39,187人 (-57)
計	74,153人 (-97)
世帯	35,274世帯 (-23)
出生	30人 (男14女16)



親子健康カレンダー

- ◇ 4か月児健診 3/7 ㊦=田辺、8 ㊧=龍神、19 ㊨=田辺、4/9 ㊩=田辺
- ◇ 7か月児健診 3/1 ㊧=田辺、8 ㊧=龍神、27 ㊦=田辺、4/12 ㊧=田辺
- ◇ 11か月児相談 3/8 ㊧=龍神、12 ㊨=田辺、22 ㊧=田辺、4/5 ㊧=田辺
- ◇ 1歳6か月児健診 3/6 ㊦=大塔・田辺、14 ㊦=龍神、20 ㊦=田辺
- ◇ 2歳児相談 3/6 ㊦=大塔、14 ㊦=龍神、15 ㊧=田辺、29 ㊧=田辺、4/8 ㊨=田辺
- ◇ 3歳6か月児健診 3/5 ㊨=田辺、6 ㊦=大塔、14 ㊦=龍神、28 ㊦=田辺、4/2 ㊨=田辺、10 ㊦=田辺
- ◇ マタニティスクール 3/15 ㊧=田辺、4/5 ㊧=田辺
- ◇ パパママ教室 4/14 ㊨=田辺

場田辺…市民総合センター、龍神…龍神保健センター、中辺路…中辺路保健センター、大塔…大塔健康プラザ、本宮…本宮保健福祉総合センター

時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧ください。健康増進課母子保健係（☎0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎23ページ参照）までお問い合わせください。

3月の納税等

- 市県民税 給与特別徴収…2月徴収分
 - 国民健康保険税 普通徴収…第9期分
 - 介護保険料 普通徴収…第9期分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第9期分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

- 【生涯学習センター】
- 貸室 11室
(市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など)
- ☎2019年6月分は4/1 ㊨から予約可
- ☎生涯学習課 公民館係
☎0739-26-4925

編集後記

▼先月に引き続き梅林の取材に行ってきました▼花は前回よりもたくさん咲き、人も多く賑やかでした▼梅うどんや焼き芋なども売っていて、とても美味しそうでした（イケマサ☆）

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告
1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有料広告
1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有料広告
2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ	
市民法律相談 (対象は市民の方で先着8名。相談日の正午までに要予約。4月からは午前11時まで)	3/11 ㊨ (3/5～)・山本弁護士 3/18 ㊨ (3/12～)・倉谷弁護士 4/1 ㊨ (3/19～)・中松弁護士 4/8 ㊨ (4/2～)・木戸弁護士 4/15 ㊨ (4/9～)・岡田弁護士	14時～16時 のうち、1人 15分間	社会福祉センター 3階「相談室」 (本庁舎東隣3階)	自治振興課 市民生活係 (本庁舎3階) ☎0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分～ 17時15分	右記	
行政相談	3/26 ㊨・那須正治 (☎090-4640-3142)	13時～15時	社会福祉センター 3階「相談室」	
	3/26 ㊨・折戸富子	13時～15時	本宮行政局	
	3/27 ㊦・佐田俊知	13時～15時	大塔行政局	
消費生活相談	4/5 ㊧・森本篤	13時30分～ 15時30分	龍神行政局	
	㊨㊩㊦㊧・消費生活相談員	13時～16時	自治振興課 市民生活係 (本庁舎3階) ◇相談専用 ☎0739-34-2460 消費者ホットライン ☎188	
人権・登記・相続相談 (人権相談は平日に対応。登記相談は事前に要問合せ。法務局でも相談可)	①3/7 ㊦・人権擁護委員(人権相談のみ) ②3/19 ㊨・人権擁護委員、法務局職員 ③4/5 ㊧・人権擁護委員、法務局職員	13時30分～ 15時30分 ※受付は15時まで	①市民総合センター4階「会議室」 ②大塔総合文化会館 ③龍神行政局	法務局 田辺支局 (文里一丁目11-9) ☎0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9時～12時	◇相談専用 ☎0739-26-4919	
生活相談 (生活困窮者自立支援)	平日・相談支援員	8時30分～ 17時	生活相談センター(市民総合センター1階) ☎0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分～ 17時15分	地域子育て支援センター愛あい (もとまち保育所内) ☎0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8時30分～ 17時	家庭児童相談室(市民総合センター1階) ☎0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分～ 17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 (市民総合センター1階) ☎0739-26-9906 ※認知症については、第1㊦10時～12時に「よりみちサロンいおり」でも相談可	
ひきこもり相談 (窓口に来られる場合は要予約)	平日	8時30分～ 17時15分	健康増進課 健康管理係 ☎0739-26-4901 ◇相談専用 ☎0739-26-4933 ✉shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 (原則、就学前まで)	平日 ※㊦は助産師による相談可	8時30分～ 17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 (市民総合センター2階) ◇相談専用 ☎0739-33-7115 ✉kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9時～16時	◇相談専用 ☎0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時～16時	教育研究所 (本庁舎北隣2階) ☎0739-25-1511	
外国人相談 (English) (事前に要問合せ)	①㊨～㊦ ②㊧	①9時～17時 ②9時～12時	国際交流センター ☎0739-33-9019	

キャシーのたなべ冒険

押忍!



国際交流員のキャシディー・ドリスコルです。「キャシー」と呼んでください♪
このコーナーでは、私が市内を冒険して体験した様々な出来事を皆さんにお伝えします!

第7回 挑戦への勇氣

2月上旬、私は「まなべる」のゼミナールに参加しました。5日に和菓子作りを、そして6日にカメラの撮影について詳しく教えていただきました。

和菓子作りでは、パティシエの方が餡あんできれいなうぐいすを作ってくれました。餡で芸術的な伝統の和菓子を作ることはとても素晴らしく、印象に残りました。

カメラの説明では、スマホ以外にカメラを使ったことのない私はときめきました。撮影はどんなに複雑なのかと思うと、出来るかどうか不安でした。でもカメラマンの人の熱心な説明を聞くと不安もなくなり、撮影の技術を学ぶことに夢中になりました。

自分の得意なことばかりをする方が簡単で、新しいことに挑戦するには勇氣がいります。初心者として何かを学ぶ姿勢はとても立派だと思います。邁進する気持ちさえあれば、誰もがいつでも新しいことを始めることができるのではないのでしょうか。



たなべスマイル



日向 浩子 さん

合川
三川夢来人の館スタッフ

私は、三川地区の農産物や惣菜などの製品を取り扱っている『三川夢来人の館』のお手伝いをさせていただいています。運営は全て三川在住の方や縁のある方で行っており、私は立ち上げ時から参加しているので、もうすぐ丸9年になります。

店を始めたきっかけは、三川の料理がとてもおいしかったから。「もっとたくさんの方にこの魅力を知ってもらおう」「知ってもらうことでこの味を引き継ぐ担い手ができれば」とみんなで協力しました。

現在は、メンバーの平均年齢が約80歳くらいと高齢になってきていますが、皆さんとても元気に頑張っています。元気の源は、三川の産品を求めて買いに来てくれるお客さんの喜ぶ顔。そんなやりがいを持って頑張っている方々のために、私も出来る限りのお手伝いを続けていきたいですし、このお店を通して三川に興味を持つ方が増えてくれれば嬉しいです。



青春キラリ！高校生レポーター



夢先生の話聞いて

写真・文 田辺工業高校 山本 桃花

私は、今回「夢の教室」という元サッカー日本代表選手や様々な競技のアスリートの方が「夢先生」になって行う授業を取材してきました。小学生を対象にこの教室を開いて、前半は体を動かしながら、みんなで協力し合う力をつけていました。後半は、夢先生の子供の頃の話やサッカー日本代表選手に入っていた時の体験談に、子供たちは真剣に聞き入っていました。その内容は、私の心にも響くものがあり、自分の叶えたい夢には積極的に挑戦し、失敗したりつらいことがあっても、それを糧に強くなっていきたいと思いました。夢先生にお話を伺うと、このプロジェクトは10年ほど続いていて、始めたのは夢について悩んでいる子供たちを助けていきたいという思いから。物事を常にプラスに受け止め、行動している姿がとてもかっこよくて、感銘を受けました。今後も自分自身が楽しみながら夢を語り続けたいと最後にお話ししてくださいました。

備えて安心！ 防災コラム



第58回 春

3月になると、寒さが緩み、市の特産である梅があちらこちらで可憐な花を咲かせます。また、お出掛け日和が多くなることから、お花見や行楽地への旅行を計画されている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、3月頃は気候が冬から春に移り変わる時期であり、季節の変化に伴う気象状況の変動には注意を払う必要があります。特に注意が必要なのは「暴風」で、その代表的な気象現象として「春一番」が挙げられます。

春一番は、2月から3月中旬の期間で、その年に初めて吹く南寄りの強い風であり、日本海

の低気圧に向かって、南の高気圧から強い南よりの風が吹くことにより発生します。この春一番は非常に強くなることもあり、暴風警報が発表されることもあります。

また、この時期から雨が降る日も多くなり、雷を伴う大雨になることもあるので注意が必要です。

皆さんもこの時期から風水害への備えを始めるとともに、お出掛けの際には、天気予報などをこまめにチェックし、安全で楽しい「春」を堪能しましょう。



図書館へ行こう



司書のおすすめ！ 新着図書



トコトンやさしい紙と印刷の本
編／前田 秀一
発行／日刊工業新聞社
世界の四大発明のうち紙と印刷について、歴史や特性、平版印刷の方式等を説明しながらデジタル化をキーワードに分かりやすく解説する。



子ねこのリレー大作戦
著／今西 乃子
写真／浜田 一男
発行／合同出版(株)
飼い主のいない生まれたばかりの子ねこの小さな命を守るためバトンをつないでいく取り組みを紹介します。

ひとことコラム

3月3日と言うと、ひな祭りがまず思い浮かびますが、金魚の日でもあることはご存じですか。金魚の発祥は中国で、日本には室町時代に入ってきたとされています。当時は高級魚でしたが、江戸時代に入り養殖も定着し、ひな祭りの時期に、「つりびな」として金魚と一緒に飾る習慣がありました。図書館には、関連図書もありますので、興味のある方は、ご来館ください。(雄)

休館日

本館＝毎週①、3/28 ㊟ (整理日)、2/25 ⑤～3/7 ㊟ (蔵書点検等)
龍神分室＝第1・3・5 ㊟①、3/21 ㊟㊟
中辺路分室＝毎週①、3/21 ㊟㊟
大塔分室＝第1・2・3・5 ㊟、毎週①、3/21 ㊟㊟
本宮分室＝毎週㊟①、3/21 ㊟㊟
※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
市立図書館 ☎ 0739-22-0697 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>

お子さんと一緒に
おはなしのコーナー

- ★おはなし会
絵本の読み聞かせや紙芝居など(対象：4歳くらいから)
本館＝3/10・17・24・31 全㊟(11時～)
中辺路分室＝3/16 ㊟(11時～)
- ★おはなしタイム
おはなしや絵本の読み聞かせなど(対象：4歳くらいから)
本館＝3/9・16・23 全㊟(11時～)
- ★ひよこタイム
絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：0～2歳くらい)
本館＝3/20 ㊟(11時～)
- ★こぐまタイム
絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：2～3歳くらい)
本館＝3/20 ㊟(11時30分～)

開館時間

本館＝㊟～㊟9時30分～19時30分
⑤・㊟9時30分～18時
分室＝9時～17時
※龍神分室は、㊟～㊟20時まで時間延長あり。

我が家の愛ドル～3月生まれ～



山原 凧生ちゃん(2歳)
なぎちゃん、2歳のお誕生日おめでとう!! 和歌山県で過ごすのもあと1ヶ月になったね。にいと一緒にたくさんたくさんあそぼうね☆



森山 直忠ちゃん(3歳)
3歳のお誕生日おめでとう!! 元気で面白い直ちゃん、これからも歌とダンスで笑わせてね。
父母より



清水 祥平ちゃん(1歳)
お誕生日おめでとう♡ 笑顔が可愛いしょう君。これからも元気にすくすく育てね。
じいじ、ばあばより



芝 琥大ちゃん(5歳)
こうちゃん5歳の誕生日おめでとう! これからもいにと一緒に元気に大きくなってね。
パパ、ママより



太田 華心ちゃん(2歳)
2歳のお誕生日おめでとう♡ これからもお兄ちゃんと仲良く元気にすくすく育てね♡



田中 佳凜ちゃん(5歳)
お誕生日おめでとう。おしゃべりが上手で愛嬌たっぷりの佳凜ちゃんが大好きです! これからの成長がますます楽しみです。 ママ・ダダより

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント(50字まで)を添えてください。4月生まれのお子さんの締切りは、3月11日㊟です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ☑ kikaku@city.tanabe.lg.jp



すくすく子育てクラブ

第67回 食事のしつけ



保健師
佐々木 道子

食事のしつけは、座って離乳食を食べ始める時期から、毎日の食事の際に少しずつマナーを教え、成長に合わせて進めていきましょう。

- ◇食事の基本的なしつけ
①食事の前は手を洗う②「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をする③食事中に席を立たない④食べ物や食器で遊ばない⑤よくかんで食べる
- ◇環境 テレビ等は消し、食事に集中できる環境を作ります。1日1回は家族そろって楽しい食事の時間を作れるといいですね。
また、食器やスプーン、フォークやお箸など

は子供用の使いやすいものを選びましょう。だからと食べさせるのではなく、30分くらいを目安に切り上げ、食事のリズムを大切に。
◇好き嫌い・偏食 苦手なものを好きな料理に細かく刻んで加えたり、同じような栄養素を含む他の食品に置き換えたりと工夫を。一口でも食べられたら、思いっきり褒めてあげましょう。
◇まとめ 食事中に厳しく注意したり、無理やりさせたりすると、子供にとって食事が苦痛な時間になってしまうかもしれません。まずは、楽しい雰囲気の中で食事ができる環境を整え、子供のやる気が起きるポイントを見付けながら進めていきましょう。



ジュニア駅伝 昨年に続き 2位と健闘！

2月17日㊤、和歌山市で第18回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されました。29市町村、オープンチームを含め45チームが力走した今大会は、田辺市代表チームが序盤からトップを走り続け、海南市との1位争いとなりましたが惜しくも破れました。記録は1時間10分23秒で、2年連続で2位入賞を果たしました。

個人の成績では、大木原礼彩選手（2区、1.7km）が5分36秒、濱口姫生選手（4区、1.9km）が6分29秒で区間1位を獲得しました。



1月26日㊤、中部公民館でシンポジウム『日本社会の変容と伝統文化 - 田辺市方言に注目して -』が開催され、市の方言の特徴や変化について報告するなどしました。



2月16日㊤、和歌山ファイティングバーズレジーナ改め『和歌山 Regina』誕生、新理事長田上雅人氏並びに名誉顧問 東尾修氏の就任発表会見が行われました。



2月9日㊤、たなべるで『たなべ未来創造塾<第3期>修了式』を開催。これまで14回にわたる講義を経て、塾生それぞれが考えたビジネスプランを発表しました。

笑顔が彩るまちのたより みんなの彩時記

梅の花、地元の特産品 多くのイベントを満喫

2月9日㊤～3月10日㊤の間、紀州石神田辺梅林が開園しています。2月10日㊤はご当地キャラ祭りが行われ市内周辺のご当地キャラが集結し、11日㊤の『梅花祭』ではゲタ踊りや獅子舞を舞った後、豊穰を祈願して餅まきが行われました。また、お昼には梅うどんやほくほくの焼き芋を食べたり、お土産を買ったりする人などで賑わいました。

梅の花を見に来ていた市内のご夫婦は「花がとてもきれいでした。また来年も楽しみです」と笑顔で話してくれました。



2月2日㊤、紀南文化会館で『人権を考える集い』が開催され、トーク&コンサート『さらなる一歩を踏み出そう！』と題し、シンガーソングライターの立木早絵さんが登壇しました。



2月11日㊤・12日㊤、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーとして全国を巡回しているイベントが、田辺市に来てフラッグが展示されました。